

議事 1 号 神戸電鉄粟生線沿線地域の新たな計画策定の方向性について

「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」という。）の対象期間が令和 3 年度末をもって終了する。

これに伴い、今後の新たな計画の策定に当たり、次に掲げる方向性により進めることとする。

1 計画策定の必要性

神戸電鉄粟生線の利用者数の減少が続いているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、更なる粟生線の維持・活性化を図る必要があることから、次に掲げる内容も踏まえ、令和 4 年度以降の計画を策定する。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）

の改正に伴い、地方公共団体による計画の作成が努力義務化されたとともに、形成計画における「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」の観点に、次に掲げる観点が付加されたことから、形成計画の内容の見直しが必要となっていること。

ア 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の計画への位置付け（「地域における輸送資源の総動員」）

イ 利用者数や収支などの定量的な目標設定のほか、毎年度の評価の実施など、データに基づく PDCA の強化

(2) 令和 2 年 7 月に協議会委員を対象に実施した「神戸電鉄粟生線の更なる利用促進に向けたアンケート」の回答内容についても、新たな計画に規定することにより、施策の実施につなげていく必要があること。

2 計画策定に向けた協議

本協議会は活性化再生法の規定に基づく計画の作成に関する協議等を行うことを目的に設置された法定協議会であることから、計画策定に向けた協議については本協議会で行う。

3 計画策定の進め方

実務的かつ専門的な見地から議論を行うため、形成計画の策定時と同様に、協議会規約第 10 条の規定に基づき、協議会に部会を設置する。

(1) 部会メンバーは国、県、沿線市及び交通事業者等とし、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保のみならず、まちづくりの観点からの交通施策の検討も必要となることから、沿線 3 市のまちづくり（都市計画）担当も参画する。

(2) 部会は直後に開催される協議会において素案検討の進捗状況等を報告し、協議会の意見を聴いて計画素案を策定する。

4 計画策定の時期

令和3年度中

5 策定する計画の名称

国の改正法においては、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（地域公共交通計画）を作成するよう努めなければならない旨が規定されている。

このため、新たに策定する計画の名称については、改正法の趣旨に合わせ、「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」とする。